

新潟県条例第42号

新潟県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(新潟県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県住民基本台帳法施行条例（平成14年新潟県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第2条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第2条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p> <p>(情報提供手数料の額)</p> <p>第3条 法第30条の10第5項に規定する情報提供手数料の額は、同条第1項に規定する指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。</p> <p>2 指定情報処理機関は、前項に規定する費用及び見込件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、同項に規定する情報提供手数料の額の改定を行うものとする。</p>
<p>(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p>第4条 法第30条の37第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

(新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利</p>

6・7 (略)	用するときは、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。 6・7 (略)
---------	--------------------------------------------------

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第3条 新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(審査会の設置等) 第44条 (略) 2 (略) 3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の40第2項</u> に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。 4～12 (略)	(審査会の設置等) 第44条 (略) 2 (略) 3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の9第2項</u> に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。 4～12 (略)

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。